前払費用				１年以内返済予定事業区分間長期借入金			
１年以内回収予定長期貸付金				１年以内返済予定拠点区分間長期借入金			
１年以内回収予定事業区分間長期貸付金				１年以内支払予定長期未払金			
１年以内回収予定拠点区分間長期貸付金				未払費用			
短期貸付金				預り金			
事業区分間貸付金				職員預り金			
拠点区分間貸付金				前受金			
仮払金				前受収益			
その他の流動資産				事業区分間借入金			
徴収不能引当金	△××××	△××××		拠点区分間借入金			
				仮受金			
				賞与引当金			
				その他の流動負債			
固定資産				固定負債			
基本財産				設備資金借入金			
土地				長期運営資金借入金			
建物				リース債務			
建物減価償却累計額	△××××	△××××		役員等長期借入金			
定期預金				事業区分間長期借入金			
投資有価証券				拠点区分間長期借入金			
その他の固定資産				退職給付引当金			
土地				役員退職慰労引当金			
建物				長期未払金			
構築物				長期預り金			
機械及び装置				退職共済預り金			
車輌運搬具				その他の固定負債			
器具及び備品				負債の部合計			
建設仮勘定				純　資　産　の　部			
有形リース資産				基本金			
（何）減価償却累計額	△××××	△××××					
権利				国庫補助金等特別積立金			
ソフトウェア				その他の積立金			
無形リース資産				（何）積立金			
投資有価証券				次期繰越活動増減差額			
長期貸付金				（うち当期活動増減差額）			
事業区分間長期貸付金							
拠点区分間長期貸付金							
退職給付引当資産							
長期預り金積立資産							
退職共済事業管理資産							
（何）積立資産							
差入保証金							
長期前払費用							
その他の固定資産							
徴収不能引当金	△××××	△××××		純資産の部合計			
資産の部合計				負債及び純資産の部合計			

※　本様式は、勘定科目の大区分及び中区分を記載するが、必要のない中区分の勘定科目は省略することができる。

※　勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、適当な科目を追加できるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、目次並びに第三十条第三項及び第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の社会福祉法人会計基準（以下この項において「新会計基準」という。）の規定は、平成三十年四月一日以後に開始する会計年度に係る計算関係書類（新会計基準第二条に規定する計算関係書類をいう。以下この項において同じ。）及び財産目録（同条に規定する財産目録をいう。以下この項において同じ。）の作成について適用し、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する会計年度に係る計算関係書類及び財産目録の作成については、なお従前の例によることができる。